

第8回 建築士の仕事

近畿大学 建築学部
准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て2008年より近畿大学理工学部建築学科講師。2011年4月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

2012年度の1級建築士の合格率は12.4%。建築士は難関資格の一つである。建築家といえば聞こえもよく人気がある。ただし、仕事はハードでお金はない。設計にゴールはなく、より良い建物を求めると際限がなくなる。締め切りという時間が仕事に区切りをつけてくれるが、ギリギリまで試行錯誤を繰り返していく。その労働時間は公表できないほど長時間であることも少なくない。また、長時間働いているのだから給料は良いと思いきや、そうではない。デザイン志向の強いアトリエ系事務所では交通費+αという場合もある。夢でお腹一杯にする、という気概がある人でなければ続かない。では、なぜ設計事務所はこれほど厳しいのか。それは建築士の仕事内容と、デザイン（設計）というカタチの無いものに対する価値が理解されていない事よると感じている。

まず、設計事務所の仕事内容について整理してみたい。設計事務所の仕事は、基本設計、実施設計、建築工事監理の3つから構成される。基本設計、実施設計についてはこれまで触れてきたので省略させていただき、建築工事監理について述べる。

「工事監理とは、工事監理を行う場合において工事が設計図書のとおり実施されているか、確認する事をいう。（建築士法第2条第6項）」。

また、よく似た言葉として建築施工管理という仕事がある。

「建築一式工事の実施に当たり、その施工計画および施工図の作成ならびに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理など、工事の施工の管理を的確に行

うために必要な技術のことをいう（建築業法施行令第27条）。

実際に工事を指揮し建物を建てていくのが施工管理、建築中の建物が設計図書どおりであるかを確認するのが工事監理となる。病院など大規模建築物では設計事務所の所員が工事現場に常駐し随時確認しながら進めていく。

これら3つの仕事の比率は基本設計と実施設計が「3：7」、設計業務と監理業務の割合が「7：3」と言われている。全体を10とすると、おおよそ基本設計2、実施設計5、工事監理3となる。

一般的に設計と監理は一体化されるが、それぞれを分ける場合もある。その時、仕事の比率を把握していれば仕事を頼みやすい。例えば、基本設計、実施設計は東京や大阪の事務所が行い、工事監理は地元の事務所が担うという方法もある。福祉施設は長年お付き合いのある地元の設計事務所を使うことが多いように感じるが、変化の激しい業界であるからこそ先端の情報を有する事務所の協力を得る方が望ましい。ぜひとも設計者は広い視野で選んでもらいたい。

※ 遠方の場合でも工事監理まで一貫して行うこともできる。

次に設計料について考えてみたい。設計料については国土交通省より下記の業務報酬基準が示されている（国土交通省告示第15号）。

① 実費加算方式

業務報酬＝

直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

② 略算方法

業務報酬＝直接人件費×2.0＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

※技術料経費：建物の設計等の業務において発揮される技術力、創造力の対価として支払われる費用。

（一般社団法人 新・建築士制度普及協会 HP より引用）

この業務報酬基準は、人件費などを実費に基づいて算定する方式であり、業務内容と報酬の関係が解りやすい。ただし、設計・工事監理等の業務に対する報酬は、あくまでも個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものであり、業務報酬基準に強制力はない。建築業界では慣習として工事費に一定の料率を掛ける料率方式もあり、料率方式による設計事務所も多い。

料率方式 業務報酬＝工事費×設計料率（5%～15%）＋消費税相当額

.....

設計料率については、工事費額、設計士の能力等により決められる。どのような建物でも必ず生じる業務があるため、小さな建物（工事費額が小さい）ほど料率は高くなる。

さいごに、あってほしくはないことだが設計過程の途中で設計事務所を変更する、もしくは計画が中止になる場合、設計事務所はそれまでの設計に対する対価を請求することができる。紙の図面にこんなにも費用を支払ならわなければならないのかと思われるかもしれないが、設計事務所としては「建つ、建たない」にかかわらず、施主の依頼により同等の仕事をしている。であるからこそ設計事務所は金額を請求しなければ経営していくことができない。

国土交通省による業務算定方式は、構造計算書偽装問題を踏まえ改定された。事件の根底には、「業務報酬が不当に引き上げられたり、逆に過当競争によって過度に引き下がられたりすることにより、建築士事務所による業務が適切に行われぬ※1」ことがあるためである。施主側からすると設計料はその労働対価が見えにくいものであるが、安心安全な建物をつくっていくためには社会全体での適切なルールの運用が求められている。

なお、業務報酬基準の詳細については一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページをご参照いただきたい。

※1 一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページより引用